

古今の字體の變遷を述べたり。

釋義

〔糾繞〕^{セウ} 曲りくねる。糾は紛糾の糾なり。

〔蟠屈〕^{パン} わだかまりかどむ。蟠は、説文、「鼠婦也。」(わらじむし) 假りて般となす。廣雅、釋詁、「蟠、曲也。」漢書、鄒陽傳、「蟠木根柢。」註云、「屈曲之木。」

〔蝌蚪〕^{コウ} おたまじやくし。蛙の子。

〔周宣王〕 周第十一代の天子。名は靖。厲王の子。在位四十六年。(西曆前八三〇—前七八三)

〔太史籀〕 太史は官名、籀は名。周の宣王の史官にて、史籀十五篇を著せりといふ。

〔篆書〕^{セン} 字の一體。篆は、説文、「引用書也。」段玉裁曰、「引用書引筆而箸於竹帛也。」

〔秦丞相李斯等〕 李斯、倉頡一篇を作り、車府令趙高、爰歷六章を作り、太史令胡毋敬、博士七章を作る。

〔程邈〕^{ハク} 下杜(今の陝西省に在り)の人。程邈の作れる隸書は秦隸または左書(篆の及ばざる所を佐助する意)と呼

ばる。

〔施之徒隸〕 人の配下に從ふ從僕の類に使用せしむ。

〔簡捷〕^{セン} 手軽にてすばやし。捷は、小爾雅、廣詁、「疾也。」廣雅、釋言、「亟也。」

〔壘〕^{レイ} しろし。説文、「王者印也。」蔡邕、獨斷、「秦以來、天子獨以印稱壘。」

教授上の注意

文字の構造に就きては特に十分なる説明をなし、生徒をして文字に對する興味を喚起せしめられたし。文字の構造に就きては、許慎の説文解字(段玉裁の註最も可なり)を参考とするを便とす。

五二 漢武之内治外征

目的

漢の武帝の儒學興隆と武威塞外發揚との一斑を知らしめんと欲す。

- (一) 大興儒學 十八史略

引用書

〔十八史略〕 第六課参照。

要旨

武帝の儒學を興して思想を統一せしことを述べたり。

釋義

〔漢武〕 前漢の第七代の天子武帝をいふ。景帝の第九子。

名は徹。在位五十四年。(西曆前一四一—前八七)

〔直言極諫〕^{チヨクケン} 憚らず言ひ、手強く諫む。賢良方正直言極諫の士を擧ぐることは文帝二年(西曆前一七二)に始まる。漢書、文帝紀、「擧賢良方正、能直言極諫者、以匡朕之不逮。」

〔策問〕^{サクモン} 簡策に試問の題を書して問ふを策問といひ、其の答案を對策といふ。

〔廣川〕 今の河北省藁強縣の東に在り。

〔董仲舒〕 廣川の人。少き時より春秋を修め、公羊傳に通じ、景帝の時博士となる。武帝の時賢良を以て對策し江都の相となりしが、中頃廢せられて中大夫となる。時に災異を言へるを以て獄に下されしが、尋いで赦さる。後、膠西王の相となりしが、病を以て官を辭し家居せるも、朝廷大議あれば、常に使を遣はし其の家に就きて之を問はしむ。年老いて家に歿す。(西曆前一五〇—前一二)

漢書、藝文志、儒家類に、董仲舒百二十三篇を載す。

〔奸〕カン 説文、「犯也。」

〔王道終〕 王道の完成するをいふ。終は極なり。

〔琴瑟〕シツシツ こと。瑟は大琴なり。

〔理〕リ 治なり。説文、「治、玉也。」廣雅、釋詁、「理、治也。」

〔春秋大一統〕 春秋の書は諸侯の皆天子に一統せら

るべきを明らかにす。之を假りて學問の儒教に一統せらるべきをいふ。漢書、師古註云、「一統者萬物之統、皆歸於一也。春秋公羊傳、隱公元年春王正月、何言乎王正月、大一統也。此言諸侯皆繫統天子、不得自專也。」

〔通誼〕ツウギ 通義といふに同じ。世間一般の人の履行すべき道をいふ。誼は、説文、「人所宜也。」

〔師異道〕 漢初にては、儒家の外、道家・陰陽家・法家などの諸子の學を奉ぜるもの猶多し。

〔以爲〕オモヘラク おもふの意。

〔六藝〕 六經をいふ。易・詩・書・禮・樂・春秋これなり。(樂經は秦の燔書に亡ぶ)但し古くは六藝とは六種の藝術をい

の時また賢良を以て徴さる。

〔仄目〕ソクモク 正視せず、恐るゝをいふ。仄は音ソク。

〔事之〕 史記は視、固に作る。顏師古曰、「言深憚之。」

〔正學〕 六藝の科並びに孔子の術をいふ。

〔曲學以阿世〕コクガクヲセツ 邪曲の學問を修め世におも

ねるをいふ。阿は、おもねると訓す。曲學とは、こゝにては儒家以外の諸子即ち道家・法家などをいふ。

〔惠帝〕 前漢の第二代の天子。高祖の子。名は盈。在位七年。(西暦前一六―前八)

〔挾書之禁〕ケツシヨ 秦の始皇帝の定めし、書物を藏することを禁ぜる法律。惠帝の四年之を除く。

〔文帝〕 前漢の第五代の天子。高祖の子。名は恆。(西暦前一七―前五)文帝の時に至り初めて賢良方正の士を擧ぐ。

〔兒寬〕ケイ また倪寬とも書く。千乘(今の山東省に在り)の人。業を孔安國に受く。溫良にして廉知、善く文を屬す。武帝の時御史大夫となる。(西暦前二〇)

〔飾吏事〕 政務を肅正するをいふ。飾は、説文、「刷也。」また假りて敕となす。敕は、小爾雅、廣言、「正也。」

ふ。周禮、保氏、「養國子以道。乃教之六藝。一曰五禮、二曰六樂、三曰五射、四曰五馭、五曰六書、六曰九數。」

〔江都〕 今の江蘇省江都縣の西南に在り。當時の江都王は、名は易。景帝の子、武帝の兄なり。

〔菑川〕セン 今の山東省壽光縣に在り。

〔公孫弘〕 菑川薛の人。字は季。家貧にして冢を海上に牧す。年四十餘にして春秋雜説を學び、公羊傳に通ず。

元光中詔して文學を徴す。弘對策して第一に擢でられ博士となる。元朝中丞相となり、平津侯に封ぜらる。元狩二年歿す。年八十。(西暦前二〇―前三)

〔和合於下〕 合とは上と徳を合するをいふ。

〔待詔〕 才伎を以て徴され、未だ正官に任ぜざるをいふ。

〔金馬門〕カンバ 二説あり。如淳曰、「武帝時、相馬者東門京作銅馬法、獻之、立馬於魯班門外、更名魯班門、爲金馬門。」三輔黃圖、「金馬門宦者署、武帝得大宛馬、以銅鑄像、立於署門、因以爲名。」

〔轅固〕エン 齊の人。詩を修め齊詩に通じ、景帝の時博士となる。後、清河の太傅となりしが疾を以て歸る。武帝

〔孔安國〕コウアン 字は子國。詩を申公に受け、尙書を伏生

に受く。魯の共王、孔子の舊宅を壊ち、壁中に古文尙書及び傳論語孝經を得し時、安國今文を以て之を讀み、遂に古文尙書の家を起せり。武帝の博士となり、臨淮の太守に至る。(西暦前五頃―前七頃)

〔表章〕 あらはし明らかにす。漢書、武帝紀、「罷黜百家、表章六經。」

(二) 衛青擊匈奴 那珂通世

作者

〔那珂通世〕 第十六課参照。

要旨

武帝が衛青及び霍去病を遣はして匈奴を撃ちしことを述べたり。

釋義

【衛青】 平陽(今の山西省に在り)の人。字は仲卿、本姓は鄭。同母姉衛子夫の武帝に幸せらるゝを得たるを以て太中大夫となる。元光中匈奴を撃ちて功あり、長平侯に封ぜらる。更に元朔中匈奴を撃ちて功あり、大將軍となる。元封中大司馬を以て歿す。(西曆前二〇六)

【匈奴】 北狄の一族。秦漢の時最も盛にして、今の内外蒙古の地を領す。後南北に分れ、北匈奴は後漢の竇憲の爲に破られて遠く西方に走れり。

【四表】 四方のそと。書、堯典、「光被四表、格于上下。」孔傳云、「其名聞充溢四外。」

【大行】 通譯を掌る官。漢書、百官志、「典客。秦官、掌諸歸義蠻夷、有丞。景帝中六年、更名大行令。」

【王恢】 武帝の臣。

【馬邑】 今の山西省朝縣の西北にあたる。

【使、閉誘匈奴單于云云】 漢書、匈奴列傳、「武帝即位、明和親約束、厚遇關市、餽給之。匈奴自單于以下皆親漢、往來長城下。漢使馬邑人聶翁壹、開關出物與匈奴交易、陽爲賣馬邑城、以誘單于。單于信之、而貪。」

【將才】 將軍たる才能。

【朔方郡】 今の内蒙古の鄂爾多斯。

【右賢王】 匈奴單于の下に左右賢王を置く。分地あり、最も大となす。

【元朔五年】 西曆前一二四年。

【六將軍】 衛尉蘇建、遊擊將軍となり、左内史李沮、彊弩將軍となり、太僕公孫賀、騎將軍となり、代相李蔡、輕車將軍となり、大行李息及び岸頭侯張次公、將軍となる。

【霍去病】 平陽(今の山西省に在り)の人。衛青の姉の子。武帝の朝、嫖姚校尉となり、凡そ六たび出でて匈奴を伐つ。驃騎將軍となり、冠軍侯に封ぜられ、大司馬を加へらる。元狩六年(西曆前二〇七)歿す。

【驃騎將軍】 將軍の名稱。漢の武帝の時に始まる。去病の驃騎將軍となれるは元狩二年なり。(武帝紀二年とし、百官表三年とす)

【元狩四年】 西曆前一一九年。

【絶、大漠】 大漠は大沙漠、絶は、わたる、横断するなり。廣雅、釋詁、「絶、渡也。」海内東經、「濟水絶、鉅」

馬邑財物、適以三十萬騎入武州塞。漢伏兵三十餘萬馬邑旁。御史大夫韓安國爲護軍將軍、護四將軍、以伏單于。單于既入漢塞、未至馬邑百餘里、見畜布野而無人牧者、怪之、乃攻亭。時雁門尉史行微見寇、保此亭。單于得、欲刺之。尉史知漢謀、適下、且告單于。單于大驚、曰、吾固疑之。適引兵還出。曰、吾得尉史、天也。以尉史爲天王。漢兵約單于入馬邑而縱兵、單于不至、以故無所得。將軍王恢部出代、擊胡輻重。聞單于還兵多、不敢出。漢以恢本建、造兵謀而不進、誅恢。自是後匈奴絶和親、攻當路塞、往往入盜於邊、不可勝數。」

【單于】 匈奴の君長。漢書、匈奴列傳、「單于、姓孛鞮氏。其國稱之曰撐犁孤塗單于。匈奴謂天爲撐犁、謂子爲孤塗。單于者、廣大之貌也。言其象天單于然。」

【上谷】 今の河北省宣化附近の地なり。

【車騎將軍】 將軍の名稱。文帝の時に始まる。(漢書、百官表によれば文帝に始まるも、灌嬰傳によれば、高祖の五年灌嬰車騎將軍となれり)

【本】 元來。

鹿。註云、「猶截渡也。」

【封】 封禪の祭を行ふをいふ。封とは、土を盛り壇を作り、天を祭り天の功に報ゆるをいひ、禪とは、地を切りひらき地の功に報ゆるをいふ。

【狼居胥山】 外蒙古の喀爾喀の地に在り。(支那通史自註)一名を狼山といふ。

【漠南】 大漠の南、即ち内蒙古。

【元封元年】 西曆前一一〇年。

【單于臺】 通鑑、胡註云、「杜佑云、單于臺在雲州雲中縣西北百餘里。」(唐の雲中縣は今の山西省大同縣にあたる)支那通史自註云、「蓋在内蒙古歸化城土默特界内。」

【烏維】 伊釋斜單于の子。元鼎三年立ち、元封六年歿す。(西曆前二〇一前二〇二)

【響】 オソル。音セフ。懼に同じ。文選註引説文曰、「失、氣也。羽獵賦、「疎響怖。」註云、「恐懼也。」

(三) 張騫使西域

那珂通世

作者

〔那珂通世〕 第十六課参照。

要旨

武帝の時に始めて西域諸國と交通せることを述べたり。

釋義

〔張騫〕^{テンケン} 漢中（今の陝西省に在り）の人。字は子文。外交家。建元中に郎となり、應募して月氏に使す。留めらるゝこと十餘歳、遂に亡げて歸り、大中大夫となる。大將軍に従ひて匈奴を撃ち、博望侯に封ぜらる。後、事ありて庶人となりしが、中郎將となり、西域に使し、始めて漢に通せしむ。還りて大行となり、歳餘にして歿す。

（西曆前三三頃）

〔西域〕^{セイイ} 敦煌（甘肅省に在り）より以西、中央亞細亞・印度地方をいふ。

〔月氏〕 突厥種の一派。其の建てたる國を大月氏國と稱す。其の族始め甘肅省の西境に居りしも、匈奴に破られて西走し、阿母河に至り大夏を臣服し、河北に都し、大

月氏といふ。大月氏強盛なりし時は、印度恒河の流域、克什米爾・阿富汗及び葱嶺東西の地を奄有せり。

〔拔克特利〕^{バクト} 今のアフガニスタンの北境にあたり、漢史には之を大夏といふ。

〔武帝遣張騫〕 建元三年。（西曆前三三）

〔徑〕^フ 徑は、説文、「歩道也」。字或は逕に作り、或は徑に作る。僖公二十五年左傳、「趙衰以壺飧從徑」。註云、「猶行也」。廣雅、釋詁、「徑、過也」。

〔葱嶺〕^{レイウ} 新疆省の南西バミール高原を中心とする諸山の汎稱。西河舊事、「葱嶺在敦煌西八千里。其山高、上悉生葱、故名」。

〔大宛〕 今のコウカンド（浩罕）、タシュカンド（塔什干）などの地なり。

〔康居〕 今のサマルカンド（撒麻兒干）以北なり。

〔大月氏〕 今のブツカラ（布哈喇）の東南境なり。

〔留歲餘逃歸〕 元朔三年。（西曆前三三）（王先謙の説による）

〔大夏〕 希臘人の建つる所、阿母河の南に在り。もと大君長なく、兵弱く、戰を畏る。後、月氏に臣となる。西史

〔西域始通〕 武帝の元鼎二年。（西曆前三二）

教授上の注意

此の課に於て、秦の始皇が儒學を抑壓せし後を承けて、漢の諸帝が文化の復興を企圖し、武帝の世に至りて儒教隆盛を極むるに至りし次第とその後世に及ぼせる影響とを説明せられたし。

稱して拔克特利となす。即ち今の阿富汗北部の地なり。

〔安息〕 今の波斯。古代波斯地方の王國。其の名は建國の王阿息克而來による。西史稱して伯提亞國とす。嘗て波斯全部を統轄し、亞美尼亞・美索不達米亞を兼有せり。

〔身毒〕 天然二に同じ。今の印度なり。

〔度〕^{ハカス} 禮記、王制、「度、地居、民」。釋文、「量也」。禮記、少儀、「不度、民械」。釋文、「計也」。爾雅、釋詁、「度、謀也」。

〔蜀〕 今の四川省に在り。秦、蜀郡を置く。漢これによる。

〔滇國〕^{テン} 今の雲南地方。漢の武帝の時に滇王を降し、益州郡を置く。

〔昆邪王〕 昆邪は匈奴の屬王の號。今の甘肅は漢初昆邪

王の地。昆邪王の降れるは武帝元狩二年。（西曆前三三）

〔自河以西〕 黄河上流の以西をいふ。

〔鹽澤〕 今の新疆省の羅布泊（ロプノル）湖。

〔胡人〕 胡は胡虜、即ち北狄の稱。秦漢の時、匈奴最も強し。稱する所の胡虜とは皆匈奴を指していふ。

〔烏孫〕 今の新疆省伊犁河の流域。

〔伯提亞〕^{テヤ} 即ち安息、今の波斯なり。

五三 蘇武守節

漢書

引用書

〔漢書〕 第五十課参照。

目的

武帝の外征に關係する蘇武の逸事を敘して、その志操を學ぶ所あらしめんと欲す。

要旨

蘇武匈奴に使し節を守りて屈せざりしことを述べたり。

釋義

〔杜陵〕 今の陝西省に在り。漢書、地理志、杜陵註云、「古杜伯國、漢宣帝葬此、因曰杜陵、在長安南五十里。」

〔校尉〕 官名。漢の武帝、城門校尉・司隸校尉などの官を

置く。屯兵を掌る、其の秩皆二千石。

〔平陵〕 漢の昭帝の陵あり。因つて以て縣となす。故城は今の陝西省咸陽縣の西北に在り。

〔蘇武〕 年八十餘、神爵二年病歿す。(西曆前5) 王先謙いふ、「武、匈奴に使せる時、年方に四十」と。

〔以父任爲郎〕 漢制、二千石以上は子弟一人を任じて郎となすことを得。郎は官名。秦漢の郎官はもと直宿の衛なり。單に役人と解して可なり。

〔廢監〕 廢は、うまや。監はその官を監するなり、即ちうまやの監督官。漢書は稍遷至移中廢監に作る。

〔天漢元年〕 武帝即位の四十一年。(西曆前100)

〔且鞮侯單于〕 烏維單于(烏維の子)―兒單于(烏維の子)―句黎單于(烏維單于の弟)―且鞮單于(句黎單于の弟)

〔中郎將〕 官名。三署郎即ち五官署・左署・右署を領し、位、將軍に亞ぐ。

〔北海〕 匈奴の北界に在る湖水、今のバイカル湖。

〔羝〕 テイ 牡羊。

〔乳〕 ニュウ 子を生むをいふ。乳は、説文、「人及鳥生子曰乳、獸曰産」。師古曰、「羝不當産乳。故設此言、示絶其事。」

〔廩食〕 シンシヤク 官より給する糧食。師古曰、「無一人給飲之。」廩は粟に通ず。粟は、説文、「賜穀也」。漢書、文帝紀、「今聞、吏粟當受、鬻者、或以陳粟。」註云、「給也。」

〔掘野鼠〕 云云 一説に掘野鼠、草實と讀む。蘇林曰、「取鼠所去草實而食之。また通ず。いま張晏の説に従ふ。張晏曰、「取鼠及草實、并而食之。劉敞曰、「今北方野鼠之類甚多、皆可食也。武掘野鼠、得即食之。其草食乃頗去藏耳。」(草食の食は實の誤ならん)

〔弄〕 ナム 音キヨ。漢書は去に作る。師古註云、「謂藏之也」。弄・去を訓じて藏となすはム(キヨ)の假借なり。ムは、説文、「盧、飯器、以柳作之、象形。或はいふ、祛の假借、祛は夾藏の意と。また通ず。」

〔李陵〕 隴西成紀(今の甘肅省に在り)の人。字は小卿。前漢

〔節〕 旄牛の尾を編みて作れる使臣又は大將の符信。後漢書、光武紀註云、「以竹爲之、柄長八尺、以旄牛尾爲其旄三重。節は、説文、「竹約也。假りて符節の節となす。節は、説文、「瑞信也。」

〔幽武〕 幽は囚なり、一室に閉ちこむるをいふ。史記、太史公自序、「幽於縲紲。」

〔欲降之〕 蘇武匈奴に至りし時、縵王と虞常の謀反あり。會、副中郎將張勝嘗て漢に於て虞常と相知れり。因つて坐して捕へらる。武、節を屈し命を辱しめんことを恥ちて自殺せんとせしも果さず。單于その節を壯として之を降さんとせるなり。

〔大窖〕 カウ 大なる空庫。師古曰、「舊米粟之窖而空者也」。窖は、説文、「地藏也」。史記、貨殖傳、「任氏獨窖倉粟。」集解云、「穿地以藏也。」

〔雨〕 フラス 雨を下すを雨といふ。凡そ上より下すを皆雨といふ。詩經、大田、「雨我公田、遂及我私。」

〔旃毛〕 マン 毛織物の毛。旃は氍に通ず、毛を蹂みて片を成せるを氍といふ。

の武帝の時將軍となり、歩兵五千を將ゐて匈奴と戦ひ、力盡きて降る。單于、陵を壯としてその女を妻はし、右校王とせり。匈奴に留ること二十餘年、元平元年歿す。
(一西曆前七〇)

〔侍中〕 加官。禁中に入る事を得。應劭曰、「入侍天子、故曰侍中。」

〔人生如朝露〕 師古曰、「朝露見日則晞乾、人命短促亦如之。」

〔驩〕 アワン 飲食をいふ。驩は、説文、「馬名。假りて歡となす。歡は、説文、「喜樂也。禮記、曲禮、「君子不盡人之歡。」註云、「謂飲食。」

〔効〕 イダス 致なり。

〔霑衿〕 ウルキス 衿は、えり。霑は、音テン。説文、「濡也。」

〔昭帝〕 前漢の第八代の天子。名は弗陵。武帝の子。在位十三年。(西曆前六一前七〇)

〔漢使者云云〕 漢書、「後漢使復至匈奴。常惠(蘇武と同行し、同じく捕へられし人)請其守者。與俱、得夜見漢使、具自陳道、教使者謂單于言。天子射上林中、得雁

足有、係帛書、言武等在某澤中。使者大喜、如惠語、以讀單于。」

〔上林〕 國都長安附近に在る官林。

〔荒澤〕 漢書は某澤に作る。王念孫曰、「某澤二字、文義不明。某當爲荒字之誤也。荒澤即上文所云北海上無人處也。凡塞外大澤通謂之海、海邊無人之地、故曰荒澤中。」いま王念孫の説に従ふ。

〔始元六年〕 西曆前八一年。

〔太牢〕 タイ 牛・羊・豕の性を合せ具へたる饗食。王先謙曰、「胡註引程大昌演繁露曰、牛羊豕具爲太牢、有羊豕而無牛則爲少牢。今人獨以太牢一名牛失之矣。」

〔國廟〕 みさゝぎにあるおたまや。本文に國廟とあるは誤なり。

〔典屬國〕 蠻夷の事を掌る官。漢書、百官表、「典屬國、秦官、掌蠻夷降者。」この官を以て武に命ぜるは、武久しく匈奴にありて外夷の事に習へるが故なり。

〔須髮〕 シヅ あごひげと髮。須は鬚に同じ。

五四 蘇武

李 白

作者

〔李白〕 第二十六課参照。

目的

通篇本傳の事迹をとりて作る。前課と比較して詩と文との相違点を示さんと欲す。

釋義

〔蘇武四句〕 蘇武の匈奴に抑留せらるゝや、十九年の長き間漢の節を持って下らず。適、上林苑の方向に飛ぶ白雁を見付けて、もしやと一通の書信を託せり。

〔牧羊四句〕 蘇武の匈奴にあるや、邊境に羊を牧してあらゆる辛酸を嘗め、西に沈む日を眺めては落膽の餘り歸る望も絶えたる心地なりしが、而もなほ渴しては月の世

蘇武 (一)

二〇二

界より零ち來る露水を飲み、飢ゑては天上より降り來る雪を餐ひて命を繋げり。

〔月窟水〕 月窟は月の世界なり。攀處賦、「擾我於月窟一分、詰祖娥於蟾收。」

〔東還四句〕 その放たれて漢に歸るや、遙かに沙漠邊塞の道路の遠きを思ひ、北海のほとり河梁の上に李陵と別れを惜み、李陵の衣を把りて泣けば、涙は盡き血の出づるほどなりき。

〔河梁〕 河にかけられし橋。蘇武の故事により親友の離別を河梁別といふ。

參考

蘇武・李陵相別るゝ時の詩各一首を擧ぐ。

蘇武與李陵詩 (文選卷二十九)

黃鶴一遠別、千里顧徘徊、胡馬失其羣、思心常依依、何況

雙飛龍、羽翼臨當垂、幸有絃歌曲、可以喻中懷、請爲游子吟、冷冷一何悲、絲竹厲清聲、慷慨有餘哀、長歌正激烈、中心恰以摧、欲展清商曲、念子不能歸、俛仰內傷心、淚下不可揮、願爲雙黃鵠、送子俱遠飛。

李陵與蘇武詩 (文選卷二十九)

攜手上河梁、游子暮何之、徘徊踐路側、悵悵不能辭、行人難久留、各言長相思、安知非日月、弦望自有時、努力崇明德、皓首以爲期。

五五 光武皇帝

十八 史略

引用書

〔十八史略〕 第六課參照。

目的

光武皇帝の漢室復興の大業を記し、特に其の文治に意を用ひて東漢教化の盛を致せし基を開きしことを示さんと欲す。

(一) 劉秀起兵

要旨

劉秀が兄縝と共に時運に乗じて兵を起せしまでの概略を述べたり。

釋義

〔光武皇帝〕 姓は劉、名は秀、字は文叔。後漢の第一代の天子。在位三十三年。(西曆五七)

〔東漢〕 即ち後漢。前漢は長安に都せしにより之を西漢といひ、後漢は洛陽に都せしにより之を東漢と稱す。

〔長沙〕 今の湖南省に在り。

〔定王發〕 景帝の第十子。

〔春陵〕 今の湖北省襄陽縣の東。此の地方一帯を南陽といふ。

〔隆準〕 第四十一課參照。

〔日角〕 額の骨隆起して日の如きをいふ。天子の相なり。

〔尚書〕 即ち書經。孔子の編纂せるものにして、上は堯より下は秦に至るまでの典・謨・誓・命などを載す。もと百篇ありといふも、今は孔安國傳古文尚書五十八篇を存するに過ぎず。

〔蔡少公〕 傳記未考。

〔圖讖〕トク 未來記。圖は河圖・洛書の類、讖は讖緯、總じて占驗の書なり。讖は、説文、「驗也」。徐曰、「凡讖緯皆言將來之驗也」。

〔劉秀〕 劉向の子歆、名を秀と改む。字は子駿。父の後を繼ぎ宮中の祕書を校して七略を作る。王莽の國師たり。嘉新公に封ぜられ、西暦二三年歿す。

〔大節〕 志操の大なるをいふ。

〔憤憤〕 心の平かならざる貌。また憤る貌。

〔欲復社稷〕 王莽が國家を奪ひたるにより、今一度漢劉の王室を恢復せんと欲せるなり。社稷は國家。社は土の神、稷は穀の神。國家は土穀に資りて人を養ふが故に之を祀る。

〔傾身〕 身を打込む。傾は傾注の意。

〔新市〕 後漢の侯國。故城は今の湖北省京山縣の東北に在り。

〔平林〕 今の湖北省北隨縣に在り。

〔伯升殺我〕 伯升必ず戰に敗れて我々をして死せしめんとの意なり。伯升は劉演の字。

〔昆陽〕 今の河南省葉縣に在り。

〔定陵〕 故城は今の河南省舞陽縣の北十里に在り。

〔鄧〕エン 今の河南省鄧城縣に在り。

〔王莽〕マウ 漢の孝元皇后の姪。字は巨君。平帝の時大司馬となりて政を執る。陽に恭儉をなして人望を收め、宰衡と稱し、安漢公を加ふ。のち平帝を弑し、孺子嬰を立てて政を攝し、假皇帝と號す。尋いで漢國を奪ひ、國號を新と稱す。赤眉・綠林の諸盜竄起するに及び、光武等に破られて殺さる。在位十五年。(西暦九一三)

〔王邑〕 王莽の大司空たり。

〔王尋〕 王莽の大司徒たり。

〔長人巨無霸〕 長人とは丈の高き人。巨は姓、無霸は名なり。後漢書註云、「長一丈、大十圍、自謂巨無霸」。輜車不能載、三馬不能勝、臥則枕鼓、以鐵箸食。

〔壘射〕 城壁を掌る官。周禮、鄭玄註云、「軍壁曰壘」。

〔旌旗〕 はた。旌は旗竿の上に旄の尾を附け、之に析きたる鳥羽を附けし旗をいひ、旗は熊虎を畫きし旗をいふ。何れも大將の立つるものなり。周禮、「析羽爲旌、熊虎

〔絳衣大冠〕カウカウ 將軍の衣冠なり。絳は赤色。大冠は武冠なり。東觀記、「上時絳衣大冠。將軍服也」。

〔下江〕 今の貴州省鎮遠縣に在り。

〔王常〕 後漢舞陽の人。字は顔卿。光武の時、功を累ね、横野將軍を拜し、山桑侯に封ぜらる。

〔憚其威明〕 劉縯の威光と聰明とを忌憚す。

〔更始〕 漢の宗室劉玄、字は聖公。諸侯に推されて帝位に即き、更始將軍と號す。在位二年にして赤眉の爲に殺さる。光武詔して淮南王に封ず。

〔大司徒〕 周の時六卿の一たり。禮教を以て民を導くことを掌る官。漢は丞相(宰相)を改めて大司徒となし、大司馬・大司空と共に三公に列す。のち大の字を去る。

(二) 昆陽之戰

要旨

昆陽の戰に於ける劉秀の大勝を述べたり。

釋義

爲旌。

〔斬首數十級〕 級は斬首を數ふる助數詞。秦法に斬首一なれば爵一級を賜ふ。因りて斬首を謂ひて級となす。

〔敢死者〕 必死の者、即ち敢於致死者なり。

〔中堅〕 大將の居る本陣。中軍は大將の居る所にして尤も堅固なるが故にいふ。

〔乘銳〕 尋・邑の兵の退きたるに乗するをいふ。乘は、つけこむ。

〔股戰〕コン おそれて足わななく。股栗に同じ。戰は顛なり。漢書、「股戰而栗」。註云、「懼之甚也」。

〔潢川〕セン 今沙河といふ。河南省に在り。源を魯山縣の西の吳大嶺に發し、東南に流れて襄城縣に至り、汝水と會し、又東して潁河に入る。

〔響應〕 響の聲に應ずるが如く速かに應じて來り従ふ。

〔牧守〕 州牧郡守。即ち地方長官をいふ。

〔漢年號〕 更始。劉玄の年號。(西暦二三三)

〔旬月〕 十日乃至一箇月。短日月なるをいふ。

(三) 延攬英雄

要旨

光武、鄧禹の補佐によりて王業に邁進せしことを述べたり。

釋義

〔延攬〕エンラン 人を引寄せてその心を收攬す。攬は擧に同じ。擧は、説文、「擧持也」。

〔更始殺續〕 後漢書卷四十四、齊武王續傳、「伯升部將宗人劉縯、勇冠三軍。時將兵擊魯陽。聞更始立、怒曰、本起兵圖大事者伯升兄弟也。今更始何爲者邪。更始君臣聞而心忌之、以縯爲抗威將軍。縯不肯拜。更始乃與諸將陳兵數千人、先收縯將、誅之。伯升固爭、李軾朱鮪因勸更始并執伯升、即日害之」。

〔枕席有涕泣處〕 夜中人知れず悲しみ泣くをいふ。

〔更始慙〕 秀、謙讓功に誇らず、怨恨することなく、公義を行ふを以て、更始自ら慚ぢしなり。

〔大司馬〕 軍旅の事を掌る。秦官の太尉、武帝改めて大司馬といふ。大司徒・大司空と共に三公に列す。

〔不足定〕 定むるまでもなし。容易なるをいふ。

〔中〕 幕府の中。

〔廣阿〕 今の河北省隆平縣の東に在り。

〔輿地圖〕ウチヂ 地圖。輿地は地なり。史記、三王世家、「御史奏輿地圖」。索隱云、「謂地爲輿者、天地有覆載之德。故謂天爲蓋、謂地爲輿。地圖稱輿地圖、疑自古有、此、必非、始、漢也」。

(四) 卽皇帝位

要旨

光武帝諸賊を伐ち、遂に衆望を容れて帝位に卽きしことを述べたり。

釋義

〔蕭王〕 蕭は沛郡の蕭縣、卽ち今の江蘇省蕭縣なり。

〔銅馬〕 賊名。後漢書、光武帝紀、「銅馬・大彤・高湖・重連・鐵脛・大槍・尤來・上江・青犢・五校・檀鄉・五幡・五樓・富」

〔河北〕 黄河の北。

〔鄧禹〕 後漢南陽新野の人。字は仲華。幼にして遊學し、光武と相親しむ。後、光武に獻策し、遂に大司徒になり高密侯に封ぜらる。明帝の時、太傅となり、永平の初歿す。元侯と諡す。

〔杖策〕ツクサツク 策は杖策なり。

〔鄴〕ケツ 今の河南省臨漳縣に在り。

〔專封拜〕 侯を封じ官を任する權を専らにす。

〔寧〕アニ 豈なり。

〔明公〕 有名なる者に對する尊稱。後漢書、「孫堅謂張溫曰、明公親帥王師、威振天下」。

〔效其尺寸〕イコノセキセン 我が尺寸の功を捧ぐ。尺寸は小なるをいふ。效は致なり。

〔垂於竹帛〕 歴史に遺す。竹は簡、帛は縑素、古代未だ紙あらず、竹簡・縑素に書せり。

〔任〕タラ 任は、説文、「保也」。史記、自起王翦傳、「病不任行」。正義云、「堪也」。魯語、「不能任重」。註云、「勝也」。

〔高祖〕 前漢の高祖。

平・獲索等、各領部曲、衆合數百萬、所在寇掠。……秋光武擊銅馬於鄴。鄴は今の河北省東鹿縣に在り。諸賊の名號は、或は山川土地を以て名となし、或は軍容強盛を以て號となせり。

〔勅〕イマシム 勅は敕なり。敕は、説文、「誡也」。

〔勒兵〕 兵を整ふ。勒は敕に通ず。小爾雅、廣言、「敕、正也」。東京賦、「亭侯脩敕」。註云、「整也」。

〔輕騎〕 武裝せざる馬。

〔案行〕 しらべ歩く。淮南子、時則謂「案程度」。註云、「視也」。

〔推赤心置人腹中〕 誠心を以て人に接するをいふ。心は色赤し。故に赤心といふ。卽ちまごころの謂なり。

〔效〕イマス 致なり。文公八年左傳註云、「效猶致也」。

〔河内〕カク 郡名。今の河南省河北縣の大部分なり。單に地名とする時は、河東・河北を河内といひ、河南を河外といふ。

〔尤來・大槍〕 何れも賊名なり。

〔中山〕 今の河北省津海縣西部の地なり。

〔南平棘〕 今の河北省趙縣に在り。

〔耿純〕^{クワン} 後漢鉅鹿の人。字は伯山。銅馬を破り、のち東郡の太守となる。

〔土壤〕 郷里をいふ。説文、「壤、柔土也。周禮註云、「壤亦土也。以萬物自生言、則言土、土猶吐也。以人所耕而樹藝言、則言壤。」

〔矢石之間〕 戰場をいふ。石は弩の石なり。史記、晉世家、「矢石之難、汗馬之勞。」

〔攀龍鱗云云〕 天子を龍や鳳に喩へ、天子につきて功をなすをいふ。

〔留時〕 時機既に至れるも之に應ぜざるをいふ。

〔馮異〕^{イフ} 後漢父城の人。字は公孫。讀書を好み、左氏春秋・孫子兵法に通ず。漢末王莽の爲に漢を拒ぎしが、のち光武に屬し、主簿となり、孟津將軍となり、陽夏侯に封ぜらる。

〔鄆〕^{カク} 今の河北省柏郷縣に在り。

〔建武〕 西曆二五—五五年。

(五) 以柔道治天下

要旨

光武帝が天下を治むるに直柔の道を以てせしことを述べたり。

釋義

〔總攬〕^{クワン} 政權の大綱を總へ攬る。

〔置酒〕 さかもりを開く。

〔宗室〕 君主の一族。後漢書、鄧皇后紀、「錄功臣、睦宗室。」

〔諸母〕 伯母(父の兄の妻)・叔母。(父の弟の妻)

〔文叔〕 光武の字。

〔不款曲〕^{クワン} 委曲を盡くさず、打解けて話をせざるをいふ。款は、説文、「意有所欲也。」

〔直柔〕 正直にして溫柔なるをいふ。

〔警急〕 急に起りし變事をいふ。高士傳、「雖有警急、與人、不語。」

〔軍旅〕 いくさ。周の兵制にては、一萬二千五百人を軍といひ、五百人を旅といふ。論語、衛靈公篇、「軍旅之事

未之學也。

〔臧宮〕 後漢邾の人。字は君翁。光武に従ひ征戰し、勇を以て稱せらる。のち廣漢の太守となり、朗陵侯に封ぜらる。

〔馬武〕 後漢湖陽の人。字は子張。光武の即位に及び揚虚侯に封ぜらる。永平の初、捕虜將軍となる。

〔鳴劍抵掌〕^{ケン} 非常に勢込む形容なり。抵掌は鼓掌に同じ。たなごころを打つなり。即ち勢よく手を打つをいふ。戰國策、「抵掌而談、趙王大悅。」

〔伊吾〕^{イフ} 伊吾慮の略。今の新疆省哈密縣にあたる。

〔報書〕 上書に對して返事をなす。

〔黃石公包桑書〕 黃石公は張良が下邳にて見えし老人。包桑書は恐らくはその時に張良が授けられし書ならん。包は苞に通ず。包桑とは、易の否卦に、「其亡其亡、繫于苞桑。」とあり。根本の固きをいふ。依りて或は篇に名づけしならん。

〔柔能制剛、弱能勝強〕 この句は三略にあり。また老子三十六章に、「老子曰、柔弱勝剛強。」とあり、七十八

章に、「弱之勝強、柔之勝剛」とあり。

〔玉門關〕 今の甘肅省敦煌縣の西百五十里、陽關の西北に在り。

〔以三列侯就第〕 諸侯に封じてその居宅に安居せしむ就第とは官を辭して私邸に歸るをいふ。

〔以三吏事責三公〕 三公をして吏職の責に任せしむるをいふ。三公とは、東漢にては太尉・司徒・司空をいふ。

光武二十七年、大司馬を改めて太尉とし、大司徒・大司馬の大を除けり。

(六) 文物粲然可述

要旨

光武帝文治に志あり。その文物粲然として見るべきものありしことを述べたり。

釋義

〔文物〕 禮樂典章をいふ。李白詩、「朝野盛文物、衣冠何翕

絶。

〔祭然〕セン 明らかなる貌。荀子、非相篇、「欲觀聖王之跡、則於其祭然者。」註云、「明白之貌。」

〔濟〕キス 成なり。爾雅、釋言、「濟、成也。」

〔首〕ハジメ 始なり。爾雅、釋詁、「首、始也。」

〔稽式〕 かんがへのつとる。稽は考、式は法なり。なほ稽式には、古より今に至るまで變らぬ規則即ち不二の法式の義あり。老子六十五章、「知此兩者亦稽式也。」此の場合には稽は同の義なり。

〔明堂〕 王者の政をなす所をいふ。阮元曰、「明堂者天子宮室之初名、其後宮室之制既備、而禮不忘本、別於近郊東南建之、以存其舊而已。據禮明堂位篇之說、則爲壇於廣場中、設斧扆爲天子之位、外建四門。周初朝諸侯於明堂、其制如此。據月令篇之說、則中建太室、四方建青陽、明堂總章各三室。明堂專指南面之堂而言、謂其闔達向明、天子夏則居之。中一室爲太廟、兩旁則謂之左右介也。據考工記之說、則明堂平列五室。即古寢廟之制。據大戴禮之說、謂明堂九室三十六戶七十二闕、

以茅蓋屋、上圓下方、外環以水曰辟雍、即古之太學也。

〔靈臺〕 天文を觀測する所をいふ。詩經、大雅、有靈篇、鄭玄箋云、「天子有靈臺者、所以觀象察氣之妖祥也。」

〔辟雍〕ハク 天子の學宮にして、四面に水を環らす。白虎通、辟雍也、象璧圓。又以法天於雍水側、象教化流行也。

〔景〕カタムク 音ソク。日の西に傾くをいふ。

〔引公卿郎將〕 三公九卿文官武將を引見す。

〔經理〕 經書の義理。

〔夜分〕 夜半。禮記、月令、「死生分。」註云、「猶半也。」

〔禹湯〕 夏の禹王と殷の湯王。

〔黃老〕 黃帝と老子。黃帝、姓は公孫。軒轅の丘に生る。故に軒轅氏といふ。また有熊に國す。故に有熊氏ともいふ。古の帝王、神農に次いで天子となる。後世道家の祖となす。

〔養性之道〕 黃老の道は、自然に従ひ性をやぶらず、以て天壽を全うすべきを説く。

五六 書洛陽名園記後

李 格 非

作者

〔李格非〕 字は文叔。宋の濟南の人。進士に擧げられ、文章を以て知を蘇軾に受け大學官となる。紹聖の初、禮部郎提點京東刑獄に進みしも、後黨籍を以て罷めらる。

引用書

〔文章軌範〕 七卷。宋の謝枋得の撰。科擧に應ずる者の軌範とすべき文章凡べて六十九篇を撰集す。排列の順序は仕進前より仕官後立言行道の方を示すものに及び、最後に勇退樂道の意を含めるものを以てす。謝枋得、字は君直、號は疊山。宋の信州弋陽の人。文天祥と共に進士に擧げられ、江西招諭使知信州となる。元兵江東に寇するに及び、安仁に迎戦して敗れ、母を負ひ姓名を變へ、建寧の唐石山に隱る。元の世祖之を徵せども辭して至らず。遂に至元二十六年執へらる。食はずし

目的

東漢の都洛陽の歴史的價值を知らしめんと欲す。

要旨

洛陽名園記を作れる所以を述べたり。

段落

第一段 (天下治亂之候也まで) 天下の治亂と洛陽の盛衰との關係を述べ。

第二段 (洛陽盛衰之候也まで) 洛陽の盛衰と園囿の興廢との關係を述べ。

第三段 (終まで) 以上二段を總括して感慨を述べ。

釋義

〔洛陽名園記〕 一卷。李格非の著。富弼以下凡そ十九人の有せる洛陽の園圃を記す。

〔洛陽處天下之中〕 第十三課(一)参照。

〔殺鼪〕 カク 何れも山の名。殺は蝮に同じ。蝮山は今の河南省洛寧縣の北に在り。鼪は、音首。

〔秦隴〕 ロウ 秦は漢中の地、今の陝西省に在り。隴は隴西、今の甘肅省に在り。

〔襟喉〕 コウ 要地に喩ふ。襟は、説文、「交衽也」。爾雅、孫炎註云、「襟、交領也」。これ則ち襟は交領、故に喉と並言し、以て要地に喩ふるなり。

〔走集〕 壁壘なり。昭公二十三年左傳、「修其土田、險其走集、親其民人」。杜註云、「走集、邊境之壘壁」。壁壘をいひて走集となすは、走りて之を集守するを以てなり。

〔候〕 兆候なり。

〔貞觀〕 チヤウワン 唐の第二代の天子太宗の年號。(西曆六二七—六四九)

〔開元〕 唐の第七代の天子玄宗の年號。(西曆七三二—七五五)

〔貴戚〕 人君等の親類。孟子、萬章下篇、「有貴戚之卿。」

〔開館列第〕 高館を開き邸第を列す。

〔東都〕 洛陽を指す。第十三課(一)参照。

〔亂離〕 世が亂れて離れ々々になる。

〔五季之酷〕 五代の酷烈なる戰禍。五季とは五代の季世をいふ。即ち後梁二主十七年、後唐四主十四年、後晉二主十一年、後漢二主四年、後周三主十年これなり。

〔池塘〕 いけやつつみ。廣雅、釋地、「塘、池也。」

〔蹂躪〕 ジウロク ふみにじる。説文、「公、獸足蹂地也。篆文、從足柔聲」。廣雅、釋詁、「履也」。躪は、音シユク、慣用音シウ。説文、「躪也」。孟子、「躪爾而與之」。趙岐註云、「躪、躪(踏に同じ)也。」

〔丘墟〕 墟は、禮記、檀弓註云、「毀滅無後之地」。また墟を「をか」と訓するも可なり。墟は虚なり。虚は、説文、「大丘也。」

〔大榭〕 シヤ 大なるうてな。榭は説文に榭に作る。榭は臺の屋あるものなり。

〔焚燎〕 レン やく。燎は、説文、「燒田也」。(一切經音義所引)

廣雅、釋言、「燒也。」

〔灰燼〕 クワン は、ひとともえさし。全くほろぶるをいふ。

〔園圃〕 園は果樹を植うる所、圃は禽獸を飼ふ所。孟子、滕文公篇、「園圃汗池沛澤多而禽獸至。」

〔徒然〕 ゼン 漫然に同じ。

〔放〕 ホシイマ 肆に同じ。僖公二十八年公羊傳、「使人兄弟相疑、放乎殺母弟者、文公爲之也。」

〔治忽〕 コツ 治亂に同じ。書經、益稷、「予欲聞六律五聲八音、在治忽以出納五言」。史記引いて忽を滑に作る。滑は、小爾雅、「亂也」。

五七 古訓三則

引用書

〔論語〕 第十七課参照。

釋義

〔齊・戰・疾〕 齊は齋と通ず。將に祭らんとして齋戒するなり。釋文、「本或作齋」。齊に關しては、論語、鄉黨篇、「齊必有明衣、布、齊必變食、居必遷坐。戰に關しては、論語、述而篇、「子路曰、子行三軍、則誰與。子曰、暴虎馮河、死而無悔者、吾不與也。必也臨事而懼、好謀而成者也。疾に關しては、論語、鄉黨篇、「康子饋藥。拜而受之、曰、丘未達、不敢嘗。」などの文あり。

〔君子・小人〕 位を以ていふ。即ち君子とは在位の人を指し、小人とは在下者を指す。

〔義〕 誼なり。事物を裁制して宜しきに合せしむるをい

ふ。仁義の義は誼を以て正字とす。誼は、説文、「人所宜也」。宜は、説文、「所安也」。義は、説文、「己之威儀也」。こは誼の意を借りて義に用ふ。

〔有言〕 言は善言なり。

〔有言者不必有德〕 善言ありと雖も、中には便佞口給なるものあるをいふ。

五八 伏波將軍

引用書

〔十八史略〕 第六課参照。

目的

光武帝の文治の功、武人なほ謹勅を尙ふに至りしことを知らしめんと欲す。

要旨

馬援の武人としての面目並びに其の兄の子を戒めしことを述べたり。

釋義

〔伏波將軍〕 前漢の武帝の時置かれし武官の稱。後漢の建武十七年馬援これに任ぜられたり。

十八 史略

〔馬援〕 後漢茂陵の人。字は文淵。少より大志あり。初め王莽に従ひて新城の大尹となり、後光武に歸す。建武中伏波將軍となり、交趾を征して功あり。新息侯に封ぜらる。後、軍中に歿す。建初中忠成と諡す。

〔茂陵〕 今の陝西省興平縣の東北に在り。漢の武帝の陵あり。

〔以馬革裹屍〕 シカバネヲツツム 戰場にて死するをいふ。

即ち戰場にて死ぬる時は、衣棺なきが故に馬の革にて屍をつゝめばなり。

〔建武十八年〕 西曆四二年。

〔交趾〕 漢の時の郡名。今の安南の北部の東京州を指す。

〔武陵〕 郡名。今の湖南省に在り。

〔顧眄〕 ベン ぶりかへりて見る。眄は、説文、「一曰、裏(邪に同じ)視也。蒼頡篇、「旁視曰眄」。漢書、敘傳、「虞卿以顧眄而捐相印。」

〔嬰鑠〕^{シツツ} 老人の輕健なる貌、また武勇の貌。

〔壺頭〕 山名。今の湖南省沅陵縣の東に在り。

〔卒軍中〕 二十五年(西曆)賊壺頭の險に乗じて降らず。加ふるに會、暑氣はげしく、士卒多く疫死す。援も亦遂に病にかゝりて歿す。

〔兄子〕 援に三兄あり。況・余・員といふ。こゝの兄の子とは、余の子の馬嚴・馬敦の二人を指す。

〔汝曹〕^{ニヤウ} お前達。史記、平準書、「分曹循行郡國。」註云、「曹、輩也。」

〔如聞父母之名〕 支那の禮にて、子は父母の名を呼ばず。故に父母の名は聞くべきも言ふべからずといふ。人の過失を聞くこと此の如くなれば、よく災を免るゝをいふ。

〔龍伯高〕 京兆(今の陝西省にあり)の人。名は述、字は伯高。光武の時、山都の長となる。光武、馬援のこの書を見て、擢でて零陵の太守とせり。

〔敦厚周慎〕 薄からず疎かならざるをいふ。

〔效〕^{ナラフ} 學ぶなり。

〔杜季良〕 京兆の人。名は保、字は季良。光武の時越騎校尉たりしが、馬援のこの書の事を反對派の者が上書せるを以て罷めらる。

〔謹勅〕 つゝしみ深きをいふ。勅は筋に同じ。

〔刻鵠不成云云〕 大小は異なるも、形の彷彿せるをいふ。依りて謹勅の人を學びて及ばずとも、なほ善人となるに喩ふ。

〔驚〕 音ボク。あひる。

〔畫虎不成云云〕 その絶えて類せざるをいふ。即ち豪傑の風に倣ひ却りて輕薄子となるに喩ふ。

五九 清白吏

蒙 求

引用書

〔蒙求〕 二卷。經史中より事實の相類するものを探り、兩相比し、四字句の韻語となし、以て童蒙の教科書としたるものにして、一の歴史教訓歌なり。蒙求の名は、易、蒙卦の、童蒙求我に取れり。宋に至りて、徐子光これが註を作り、事蹟を記入せり。蒙求の作者に就きては定説なし。或は晉の李瀚(四庫全書提要)とし、或は唐の李翰(晁公武)とす。また桂湖村氏一説を立てて唐の李翰と同時の別の李翰とす。

目的

光武帝の教化の功一世を風靡して官吏の清廉なりし一例を知らしめんと欲す。

(一) 五倫十起

要旨

五倫が清廉の官吏なりしことを述べたり。題名の五倫十起は蒙求の正文にして、本文の後漢の第五倫云云はその註文なり。

釋義

〔京兆〕^{キョウテウ} 京師といふが如し。長安及び其の附近の地。漢これを置く。漢の三輔の一たり。今の陝西省長安より東華縣に至る地をいふ。

〔長陵〕 漢の縣名。今の陝西省咸陽縣の東に在り。漢の高祖の長陵こゝにあり。

〔督鑄錢掾〕 貨幣鑄造の副官。掾は佐貳の官の通稱。

〔領長安市〕 長安の市場を取締る。

〔銓衡〕^{センケウ} はかり。銓は、説文、「衡也。」また、人物の才能身分を調査する意に用ひらる。

〔斗斛〕^{トク} ます。斛は十斗なり。

〔阿枉〕^{ワウ} おもねりまぐ。即ち不正をいふ。

〔永平〕 後漢の第二代の天子明帝の年號。(西暦五一七)

〔會稽〕 郡名。今の江蘇省の東部と浙江省の西部を含む。

〔蜀郡〕 今の四川省に在り。

〔太守〕 郡の長官。秦官の郡守、秩二千石。前漢の景帝改めて太守となす。

〔肅宗〕 章帝をいふ。後漢の第三代の天子。名は熹。明帝の子。在位十三年。(西暦七六—八六)

〔司空〕 漢の三公の一。水土の事を掌る。馬融曰、「掌營城郭、主司空、以居民。」

〔依違〕 二心を抱きて決せざるをいふ。依は、寄りつく。違は、離れ去る。漢書、谷永傳、「展意無所、依違。」

〔質慤〕^{カク} 質實なるをいふ。慤は、説文、「謹也」。淮南子、主術訓、「其民樸重端慤。」註云、「誠也。」

〔貞白〕 正しくて潔白。書經、禹貢、「厥賦貞。傳云、「正也。』
〔每三公云云〕 官吏に缺員あり。三公これがために選舉するところある毎に、この人を忘るゝ能はず、推薦した

しと思ふ。

〔竟夕〕 よもすがら。竟は終なり。夕は夜なり。

(二) 楊震四知

要旨

楊震の官吏としての清白を述べたり。

釋義

〔四知〕 天知・地知・我知・子知をいふ。

〔楊震〕 弘農華陰(今の陝西省に在り)の人。字は伯起。少き時より學を好み、明經博覽、諸儒稱して關西の孔子となす。五十歳にして茂才に擧げられ、東萊の太守となり、後、涿郡の太守に轉じ、延光の初(安帝末年の年號)太尉となる。時に乳母王聖及び中常侍樊豐等を戒めしが、却りて讒に逢ひ、本郡に遣歸さる。行きて城西の夕陽亭に至り、甗を飲みて歿す。年七十餘。

〔茂才〕^{サイ} 官吏登用試験の科目の名。前漢には秀才とい

ひ、後漢には光武帝の名を避けて茂才といふ。

〔荊州〕 今の湖南省・湖北省地方。中國古今地名大辭典、

「後漢荊州刺史治漢壽。故城在今湖南省常德縣東四十里。初平中劉表爲荊州刺史、徙治襄陽。今湖北襄陽縣治。」

〔刺史〕^{シシ} 漢の武帝、部刺史を置き郡國を督察す。顧炎武曰、「漢之刺史、猶後世之巡按御史。魏晉以來之刺史、猶後世之總督巡撫。隋唐以來之刺史、猶後世之知府及直隸州知州也。」

〔東萊〕 郡名。今の山東省に在り。掖を治む。(今の掖縣)

〔之〕^{ニク} 往なり。

〔昌邑〕 後漢、兗州刺史これを治む。故城は今山東省金鄉縣の西北に在り。

〔王密〕 人名。

〔故人〕 舊友舊知。震自らを指す。

〔私謁〕 私宅訪問。漢書、中屠嘉傳、「嘉爲人廉直、門不受私謁。」

六〇 黨錮之禍

目的

後漢に名節の士多きことを知らしめんと欲す。

- (一) 黨議起 十八史略

引用書

〔十八史略〕 第六課参照。

要旨

後漢末に至り、朝政亂れ、黨人の議起り、遂に黨錮の禍を生ぜしことを述べたり。

釋義

〔黨錮之禍〕 桓帝の時と靈帝の時の黨人の事件をいふ。

〔黨議〕 妄りに朋黨を結びて反抗するものと見なされて罪を議せらるゝをいふ。

〔桓帝〕 後漢の第十代の天子。肅宗の曾孫。名は志。在位二十一年。(西曆一六七) 頭註の十一は十の誤なり。

〔黨議復起〕 後漢書、黨錮列傳、「初桓帝爲蠡吾侯、受學於甘陵周福。及卽帝位、擢福爲尙書。時同郡河南尹房植有、名當朝。鄉人爲之諺曰、天下規矩房伯武、因師獲、印周仲進。二家賓客互相譏擗、遂各樹朋徒、漸成尤隙。由是甘陵有南北部、黨人之議自此始矣。」

〔諸生〕 學生。史記、叔孫通傳、「臣願徵魯諸生與臣弟子、共起朝儀。」

〔郭泰〕 界休(今の山西省に在り。界休は介休に同じ)の人。字は林宗。墳典に通じ、居家教授し、弟子數千人に至る。嘗て洛に遊び、李膺と友となる。また嘗て有道に擧げられしも就かず。善く海内の人士を品題せしが、危言叢論をなさず。故に黨錮の禍起りても泰獨り免る。

西行といふ。

〔竇武〕 字は游平。桓帝の皇后の父なり。

〔疏〕 奏疏。臣下の天子に上る書なり。

〔靈帝〕 後漢の第十一代の天子。肅宗の玄孫。名は宏。在位二十二年。(西曆一六八)

〔竇太后〕 桓帝の皇后。竇武の長女。名は妙章。(西曆一七〇)

〔太傅〕 三公の一。天子を佐けかしづく義。

〔杜密〕 陽城の人。字は周甫。桓帝の時尙書令となり、轉じて太僕となりしが、黨事を以て免ぜらる。後また太僕となりしが、黨事に坐し徴さる。乃ち自殺す。

〔國柄〕 國の政權。管子、大德不_二至仁、不可_一授_二以國柄_一。〔曹節〕 新野の人。字は漢豐。小黃門より中常侍に遷る。靈帝即位するに及び長安侯に封ぜらる。

〔王甫〕 靈帝の時黃門令となり、後、中常侍に遷り、更に冠軍侯に封ぜられしが、間もなく司隸校尉陽球その罪を彈劾し、獄中に歿す。

〔所親〕 したしき人。杜甫詩、「所親驚_二老瘦_一、辛苦賊中來。」

〔賈彪〕 潁川定陵(今の河南省に在り)の人。字は偉節。

桓帝の時新息の長となる。のち黨を以て禁錮され家に歿す。

〔陳蕃〕 平輿(今の河南省汝南縣の東南に在り)の人。字は仲舉。

〔李膺〕 城陽(今の山東省莒縣)の人。字は元禮。

〔更〕 互なり。更は變の俗字。漢書、食貨志、「月爲_二更卒_一。」註云、「互也。」

〔模楷〕 模範法式となるものをいふ。楷は、法なり、式なり。禮記、儒行、「今世行之、後世以爲_二楷_一。」

〔強禦〕 強惡にして善を禦くものをいふ。詩、烝民篇註云、「不_二畏_一強禦、善之人也。」莊公十二年公羊傳、「仇牧可_二謂_一不_二畏_一強禦、矣。」註云、「禦、禁也。」

〔以_二臧否_一相尙〕 人を褒貶することを互に得意がる。人の善を言ふを臧といひ、人の惡を言ふを否といふ。

〔誹訕〕 誹は、説文、「謗也。」

〔策免_レ之〕 詔して之を免す。陳蕃時に太尉たり。

〔西行〕 賈彪は洛川(河南省)の人なれば、洛陽に行くを

〔敵血〕スツク 盟をする時用ひらる。敵は、音サフ。説文、「敵也。段玉裁註云、「敵者飲也。凡盟者敵血。」

〔御前殿〕 前殿に出御す。

〔詔板〕 詔書。木簡もて之を作る。其の長さ尺一。依りて尺一ともいふ。漢書、竇武傳、「召尚書官屬使作詔板。」

〔黃門令〕 黃門署の長官。黃門とは官署の稱。黃門の内給事するにより名づく。黃門とは宮門なり。後漢の時宦者多く之に任ぜらる。依りてまた宦者を黃門と稱す。

〔收〕トツ 説文、「捕也。」

(二) 李膺考死

資治通鑑

引用書

〔資治通鑑〕ツツカン 二百九十四卷。宋代の司馬光等の撰。周より五代後周に至るまでの編年體の歴史。この書、始め通志といひしが、宋の神宗更に命じて資治通鑑といふ。蓋しその治道に資あり、且歴代を通じて鑑の如く明らかなるの意なり。

司馬光、字は君實。陝州夏縣(今の山西省に在り)の人。常に歴代の史の繁にして人主遍く覽る能はざるを患へ、遂に此の書を作れり。位尚書左僕射を拜し、門下侍郎を兼ね、相となりて王安石の新法を罷む。哲宗の元祐元年歿す。年六十八。太師溫國公を贈り、文正と諡す。(西暦二一九一—二一〇六)

要旨

李膺の高節を持して考死せしことを述べたり。

釋義

〔考死〕 拷問されて殺さるゝをいふ。考は拷なり。

〔廢錮〕フイ 終身仕途の路を塞ぐをいふ。漢書、息夫躬傳、「躬同族親屬、素所厚者、皆免廢錮。」李膺の廢錮せられしは桓帝の延熹九年(西暦一六七)なり。

〔希〕ネガフ 冀なり、望なり。後漢書、黨綱列傳註、「望也。」
〔膺等復廢錮〕 靈帝の建寧二年。(西暦一六六)李膺はこの年に歿せり。

〔鉤黨者〕 相牽引して黨をなす者、即ち黨人をいふ。

〔考治〕 考は拷なり、拷問して調ぶ。

〔事君不辭難云云〕 襄公三年左傳、「(羊舌赤)對曰、絳無貳志。事君不辭難、有罪不逃刑、其將來辭、何辱命焉。」

〔詔獄〕 漢代に、天子の詔を奉じて罪人を鞠(ギンミ)することはいふ。また、その獄舎。漢書、文帝紀、「絳侯周勃有罪、逮詣廷尉詔獄。」

〔侍御史〕 官名。殿中に給事する官なり。周の柱下史、秦改めて侍御史となす。漢これによる。

〔景毅〕 蜀郡の人。字は文堅。建寧中侍御史たり。

〔錄牒〕テラフ 入門者の姓名を記録したるものをいふ。録は記なり、牒は籍なり。

〔譴〕ケン 責なり。譴は、説文、「譴問也。」

〔名籍〕 なふだ。名を籍に署するをいふ。史記、「高祖令故項籍臣名籍、鄭君獨不奉詔。」

〔苟安〕コウアン 一時の安を貪るをいふ。後漢書、西羌傳、「朝議憚兵力之損、情存苟安。」

〔表免歸〕 辭表を提出して歸るをいふ。表は章奏の類、君主または官府に奉る書なり。

(三) 范滂詣獄

資治通鑑

引用書

〔資治通鑑〕 前節参照。

要旨

范滂の清節自ら獄に至りしことを述べたり。

釋義

〔范滂〕ハン 征羌の人。字は孟博。幼き時より清節を以て州里の服する所となる。一時官途に就きしも、鉤黨に坐して獄に下さる。赦されて郷里に歸りしも、建寧中大いに黨人を誅せる時、捕へられて歿す。

〔建寧二年〕 靈帝の時代。(西暦一六六)

〔黨人〕 朋黨。前節の鈞黨者に同じ。

〔汝南・征羌〕 共に今の河南省に在り。汝南は郡名。征羌は、後漢書、來歙傳註云、「征羌故城在今豫州鄧城縣。」

〔督郵〕 官名。郡守の佐吏たり。屬縣の愆尤を督察することを掌る。郵は尤の借字。謝承後漢書、「許慶家貧、爲郡督郵、乘牛車。鄉里號曰「輜車督郵。」」

〔傳舍〕 驛舍なり。漢書、「富貴無常、忽則易人、此如傳舍、閑人多矣。」

〔縣令〕 縣の長官。令は長官。秦、縣の長を置き令となす。後世因りて知縣事を稱して縣令・大令といふ。

〔流離〕 居所を失ひて諸處にさまよふ。白居易詩、「骨肉流離道路中。」流離には、なほ次の三意あり。(一)陸離。揚雄賦、「曳紅采之流離兮。」(二)桌の別名。詩經、旄丘、「瓊兮尼兮、流離之子。」(三)琉璃。漢書、西域傳、「罽賓國出珠璣珊瑚・虎魄・璧・流離。」

〔訣〕 通俗文に死者と辭するを訣といふ。切韻、「別也。字略、「絶」之也。」

〔白〕 マウス 申なり。後漢書、鍾皓傳、「鍾瑾常以李膺言「白」

皓。

〔仲博〕 滂の弟の字。

〔龍舒君〕 滂の父龍舒侯たり。

〔黃泉〕 冥土。隱公元年左傳、「誓之曰、不及黃泉、無相見也。」黃泉とは元來地下の泉をいふ。孟子、滕文公下篇、「夫蚓上食糞壤、下飲黃泉。」

〔惟大人云云〕 どうか母上は絶えきれぬ恩愛の子供即ち私を亡くして悲しんでくれるな。大人は子が父或は母を呼ぶ稱、また一般に尊長を呼ぶ稱。こゝは母を指す。

〔李杜〕 李膺と杜密。

〔壽考〕 ながいき、高年。壽は、説文、「久也。」考は、説文、「老也。」

〔吾欲使汝云云〕 假に私が汝に惡をなさしめんと考へた所で、人間として惡はなすことが出来ぬ。

〔使汝爲善云云〕 汝をして善をなさしめんとし、善をすれば善き結果が得られると教へたきも、事實私は惡をせずとも斯くの如き悲惨なる運命に到れり。

六一 論東漢教化

資治通鑑

引用書

〔資治通鑑〕 第六十課(二)参照。

目的

教化の重んずべきことを知らしめんと欲す。

要旨

東漢の教化を論じ、教化の慢るべからざることを述べた。

段落

第一段 (收功之遠也まで) 教化の急務たることを述べ、立論の旨となす。
第二段 (東漢之盛者也まで) 光武・孝明・孝章の三帝が意を教化に用ひしことを述べ。

釋義

第三段 (光武・明・章之遺化也まで) 和帝以後朝政亂ると雖も前代の遺化によりて風俗の美の衰へざりしを述べ。
第四段 (終まで) 漢の末世と雖もなほ教化の餘光ありしことを述べ、以て教化の慢るべからざるを述べ。

〔光〕 姓は司馬、字は君實。宋代の政治家且學者。資治通鑑の撰者。(西曆一〇九一—一一〇六)

〔慄〕 オコホス 説文、「情也。」

〔糜沸〕 粥が煮立ちて米粒の上へ下へと混亂する様を英雄が羣起して争ふに喩ふ。漢書、揚雄傳、「豪俊糜沸雲擾、羣黎爲之不康。」糜は、釋名、「煮米使糜爛也。」説文、「黃帝初教作糜。」

〔紹恢〕 アホワイ 前の事業を續きて更に之を大いにするをいふ。恢は、説文、「大也。」

〔日不暇給〕 日々忙しくして時間の足らざるをいふ。給は足なり。説文、「相足也。」

〔敦尙〕^{トヤク} あつたつとぶ。敦は厚なり。五經文字、「敦、厚也。」易、臨卦、「敦臨吉。」疏云、「厚也。」

〔經術〕 經學・儒學。漢書、宣帝紀、「故掖庭令張賀、輔導朕躬、脩文學經術。」

〔賓延〕^{ヒン} 賓待に同じ。客分として引入れもてなす。

〔儒雅〕^{コウ} 儒は儒者。雅は正、徳の正しき人。古文尙書、孔安國序、「旁求儒雅、以闡大猷。」

〔孝明〕 明帝をいふ。後漢の第二代の天子。名は莊。光武の子。在位十八年。(西暦六一七)

〔孝章〕 章帝をいふ。後漢の第三代の天子。名は烜。明帝の子。在位十三年。(西暦八八)

〔通追〕^{ツウ} 父祖の業を承けつぎて之を修む。書經、康誥、「祇通乃文考。」註云、「紹述也。」

〔雍〕^{ユウ} 辟雍。天子の學校なり。

〔横經〕 經書を讀む意。北齊書、儒林傳、「横經受業之侶、遍於鄉邑、負笈從官之徒、不遠千里。」

を得るものをいふ。

〔賞罰無章〕 賞罰に一定の規則なし。

〔渾殺〕^{コン} いりまじる。渾は、説文、「混流聲。殺は、説文、「相雜錯也。」

〔縣縣〕^{ゲン} 打續きて絶えざる貌。詩經、王風、葛藟、「縣縣葛藟、在河之滸。」毛傳云、「長不絶也。」

〔袁安〕 汝陽(今の河南省に在り)の人。字は邵公。孝廉に擧げられ、楚郡の太守、河南の尹を經、太僕に遷り、司徒に進む。和帝の時、竇太后の兄憲、權を擅にす。安、竇憲と屢々相難折し、正を守りて移らず、常に國家を言ひ噫鳴流涕す。

〔李固〕 南鄭(今の陝西省に在り)の人。字は子堅。順帝に仕へ、朝廷を肅正し、冲帝立つに及び太尉となり、冲帝崩じ質帝弒に遇ふに及び、杜喬と共に清河王蒜を立てんとせるも、梁冀は桓帝を立て、固を誣ひて獄に下し、遂に之を害す。

〔杜喬〕 林慮(今の河南省に在り)の人。字は叔榮。順帝の時大司農となり、梁冀の子弟等功なくして封ぜられしを

〔虎賁〕^コ 勇士の稱、猛虎の奔るが如きをいふ。賁は奔なり。漢書、百官表、衛士、「衛士旅賁。」註云、「言爲奔走之任也。」孟子、盡心下篇、「武王之伐殷也、革車三百兩、虎賁三千人。」

〔孝經〕 一卷。編者不明。孔子が曾子のために孝道を述べし言を録せる書。元來鄭玄註今文孝經と孔安國註古文孝經とありしが、唐の玄宗今文を主とし御註孝經を作るに及び、御註本多く行はれ、鄭註は亡佚せしも、古文孝經は幸に我が國に存せり。

〔取重於摺紳〕 在廷の公卿大夫に重んぜらる。

〔愚鄙汗穢〕^{コウ} 匹夫をいふ。

〔三代〕 夏・殷・周。

〔孝和〕 和帝をいふ。後漢の第四代の天子。名は啓。章帝の子。在位十七年。(西暦八九一)

〔貴戚擅權〕 竇憲・鄧騭・梁冀・何進・董卓等、皆外戚を以て權を擅にす。

〔嬖倖用事〕 鄭衆・孫程・單超・侯覽・曹節・王甫等、皆宦官を以て事を用ふ。嬖倖は嬖人、即ち賤にして君王の寵

諫む。李固廢せられてより朝野の瞻望する所となりしも、遂に冀等の爲に譖せられて獄中に歿す。

〔面引爭廷〕 引は導なり。争は諍なり。面のあたり之を導き朝廷にて諫め正す。

〔用〕^{ヨウ} 由に同じ。附説參照。

〔符融〕 浚儀(今の河南省に在り)の人。字は偉明。太學に遊び李膺に師事す。膺、融を見れば他の賓客を絶ち其の論を聴く。公府連りに辭せしも應ぜず。壽を以て歿す。

〔許邵〕 平輿(今の河南省に在り)の人。字は子將。少き時より名節を以て名あり。好んで郷黨の人物を評論す。魏の曹操未だ微なる時、その品評を求めしが答へず。曹操の脅迫により、止むを得ず「君は清平の姦賊、亂世の英雄」と答へしを以て、曹操大いに喜べりといふ。

〔私論〕 在野の者の議論。胡三省音註云、「私論謂其不得預議于朝、而私立論於下、以矯朝議之失也。」

〔觸冒〕 をかす。觸は、説文、「抵也。」冒は犯なり。吳都賦、「冒霜停雪。」註云、「犯也。」

〔僂仆〕^{コウ} たふる。僂は仆なり。戰國策、「頭顱僂仆、相

望於境。」

〔隨踵〕^{シヒヒスニ} 次から次の意。戰國策、齊策、「淳于髡一日而見七人於宣王。王曰、子來。寡人聞之。千里而一士。是比肩而立。百世而一聖。若隨踵而至。今子一朝而見七士。則士不亦衆乎。」

〔視死如歸〕 從容として死を樂しむこと家に歸るが如きをいふ。韓非子、「三軍既成。陳使士視死若歸。」

〔特〕^{タテ} 第四十七課附説参照。

〔祚〕^ソ 位なり。

〔陵夷〕^{リョウイ} 盛なりしものが次第に衰ふ。丘陵の漸く平かなるが如きに喩ふ。漢書、成帝紀、「帝王之道、日以陵夷。」

〔頽敝〕^{タイヘイ} 衰頽罷敝。

〔桓靈〕 桓帝と靈帝。

〔姦回〕 よこしま。詩經、小旻、「謀猶回遹。」毛傳云、「回、邪也。宣公三年左傳、「王孫滿曰、德之休明、雖小重也。其姦回昏亂、雖大輕也。」

〔殄滅〕^{テイメイ} のこらず滅す。殄は、説文、「盡也。一曰、絶也。」

〔何進召戎云云〕 何進、袁紹と謀り宦官を誅せんとし、

四方の猛將を招く。謀漏れて、進、殺さる。紹、兵を勅し、諸宦官を捕へて皆之を殺す。董卓慮に乗じて京師に入り、天子の廢立を謀る。紹諸將と卓を討つ。是より天下大いに亂る。或は、説文、「兵也。」こゝは兵士をいふ。

〔何進〕 宛（今の河南省に在り）の人。字は遂高。靈帝の朝、

女弟が皇后たるの故を以て侍中となり、大將軍に遷り賊黨の奸を發けるを以て慎候に封ぜられ、何太后朝に臨むや太傅となる。後、中官を誅せんと謀つて害せらる。

〔董卓〕 臨洮（今の甘肅省に在り）の人。字は仲穎。桓帝の末、六郡の良家の子たるを以て羽林郎となる。屢戰功あり。靈帝の時前將軍となる。帝崩するや兵を將ひて朝に入り、少帝を廢し、獻帝を立て、何太后を弑す。袁紹等兵を起して卓を伐つ。卓、帝を擁して長安に入り、自ら太師となり、凶暴滋甚だし。司徒王允密かに卓の將呂布を誘ひて之を殺す。

〔袁紹〕 汝陽（今の河南省に在り）の人。字は本初。「何進

〔袁紹〕 汝陽（今の河南省に在り）の人。字は本初。「何進

召戎云云」並に「董卓」の條参照。後、紹、河北により曹操と官渡（今の河南省中牟縣に在り）に戦ひて大敗す。時に疾作りて歿す。

〔播越〕^{ハクセツ} 所を失ひ遠方に逃げさすらふ。昭公二十六年左傳、「不穀震盪播越、實在荆蠻。」播は、遁る、さすらふ。書經、大誥、「于伐殷通播臣。」註云、「往伐殷通亡之臣。」

〔蕩覆〕^{ダウフク} くつがへる。劉長卿詩、「黃池高會事未終、滄海橫流人蕩覆。」

〔烝民〕^{テイミン} 多くの民。庶民に同じ。烝は、爾雅、釋詁、「衆也。詩經、蕩、「天生烝民、其命匪諶。靡不有初。鮮克有終。鄭箋云、「烝、衆也。」

〔塗炭〕 水火のくるしみ。塗は泥、炭は火。書經、仲虺之誥、「有夏昏德民塗炭。」孔傳云、「夏桀昏亂不恤天下民、下民之危險、若陷泥塗、火無救之者。」

〔隕絶〕^{インセツ} たゆ。隕は、説文、「以高下也。」爾雅、釋詁、「墜也。」

〔吞噬〕^{テイシ} のみかむ。他國を兼併する義。唐書、秦宗權傳、「黃巢死、宗權、張甚有吞噬四海意。」

〔疆仇〕^{キョウウ} あら／＼しく強し。漢書、宣帝紀註云、「仇、強也。」

〔魏武〕 曹操。字は孟德。譙（今の安徽省に在り）の人。年二十にして孝廉に擧げられて郎となる。光和の末黃巾起るに及び騎都尉となり、穎川の賊を討つ。董卓帝を廢立するに及び、家財を散じ義兵を集めて卓を討つ。後更に袁紹・袁術を破り、自ら大將軍となり、丞相となり、魏王となる。自ら周の文王を以て比す。歿して武と諡す。黃初の初武帝と追尊す。（西曆三〇）

附説

「用」の用法

- (一) 以 一切經音義引蒼頡篇曰、「用、以也。」書經、皋陶謨、「侯以明之、撻以記之、書用識哉。」
- (二) 由 詩、君子陽陽、毛傳云、「由、用也。」禮記、禮運、「故謀用、是作、而兵由此起。」
- (三) 爲(何爲) 莊公六年穀梁傳、「何用弗受。」

六二 登極大禮勅語

目的

今上陛下が教化に意を用ひさせ給へることを銘せしめんと欲す。

要旨

御即位式に際し御経綸の程を述べさせ給ひしことを述べたり。

釋義

〔登極〕^{トツ} 天子の位に登る、即ち即位なり。極とは北辰なり。論語、爲政篇、「北辰居其所、而衆星共之。」轉じて天子の位をいふ。

〔惟神之大道〕^{オホミチ} かなながらの大道。皇道に同じ。附説参照。

〔經綸天業〕 皇祖皇宗の御事業を治めとのふ。

〔丕基〕^{ヒキ} 大なる基礎。丕は、説文、「大也。」爾雅、釋詁、「丕、大也。」

〔永祚〕^{エイソク} 永久不變の寶祚(アマツヒツギ)をいふ。

〔大統〕 天子の血すぢ。後漢書、光武紀、「東海王陽皇后之子、宜承大統。」

〔神器〕 三種の神器、即ち八咫鏡・叢雲劍・八坂瓊勾玉。

〔有衆〕 君主より人民を呼ぶ稱。有は助辭。

〔視民如子〕 襄公二十五年左傳、「子産始知然明、問爲政焉。對曰、視民如子、見不仁者、誅之如鷹鷂之逐鳥雀也。」

〔感孚〕^{カンフ} 心より感應し合ふをいふ。孚は信なり。詩、大雅、下武、「成王之孚。」箋云、「孚、信也。」集傳云、「成王者之信於天下也。」

〔皇祖考〕 明治天皇を指し奉る。皇祖考は天皇の御亡祖

父。支那にては死せし祖父を祭る時の敬稱。禮記、曲禮、

「祭王父(祖父の尊稱)曰皇祖考、王母曰皇祖妣、父曰皇考、母曰皇妣。」

〔鴻圖〕^{トウ} 大いなるはりごと。鴻猷に同じ。鴻は洪なり。

洪は、爾雅、釋詁、「大也。」

〔立憲之遠猷〕^{リツケンノエン} 憲法を制定し給へる遠大なる御はかりごと。猷は謀なり。

〔曠世〕 曠は空なり、たぐひなき意。晉書、郝超傳、「卓犖不羈、有曠世之度。」

〔皇考〕 大正天皇を指し奉る。

〔宏謨〕^{オウモ} 大いなるはかりごと。袁宏文、「遂贊宏謨、匡此霸道。」

〔恢弘〕 おしひろむ。恢は、説文、「大也。」

〔寡薄〕 徳の少く薄きをいふ。

〔翼戴〕 主君をたすけいたしく。昭公九年左傳、「翼戴天子、而加之以共。」註云、「翼、佐也。」

〔天職〕 天子の職。民を治むるは天の命に由り君主の専らにする所にあらず、故に天職といふ。荀子、「天職既立、

天功既成。

〔福祉〕^{フキ} さいはひ。祉は、説文、「福也。」

〔弼成〕^{ヒツセイ} たすけなす。弼は輔なり。書經、益稷、「輔成五服。」孔傳云、「輔、成之。」

〔作述〕 創作と繼述。

〔祖宗神靈之降鑒〕 皇祖皇宗の御神靈(みたま)の御照覽遊ばさるゝをいふ。

教授上の注意

(一) 此の詔勅は、今上陛下の御即位遊ばれし昭和三年十一月十日、京都の皇宮たる紫宸殿の高御座より宣らせ給へる勅語なり。

(二) 聖旨の存する所を謹んで深察せしめられたし。

(三) 御即位の禮に關し適當なる解説を試みられたし。

(四) 國體の本義を明らかにし、生徒をしてその尊嚴を知らしめられたし。

附説

395
26

惟神はまた隨神・神隨とも書かれ、倭訓にてカンナガラとす。惟神とは文法的にいへば神のまゝにの意なり。日本書紀に、惟神とは神道に隨ひて亦自ら神道あるをいふ也と註す。此の語は奈良時代によく用ひられしが、平安時代に入りてより以來用ひらるゝこと稀になりしが、江戸時代の中期に至り、國學者の神道的信念により復活し、明治維新前後に盛に用ひられたり。

終

新輯漢文
實業學校用
教授備考
(全五册)

非賣品

昭和十四年六月五日印刷
昭和十四年六月十日發行

著者 武内義雄

發行者 株式會社 東京開成館
代表者 松本繁吉

印刷者 高橋郁
東京市京橋區銀座西二丁目三番地

發行所 東京市小石川區小日向水道町八十四番地

株式會社 東京開成館
〔電話〕大塚(86) 三三三三—三三三五
〔振替貯金口座〕東京第五三三三二番

終

